

別紙 1

令和7年度「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業 審査基準

本審査基準は、以下に示した各評価の項目において、より具体的にどのような観点から審査を行うかについて示したものである。

評価方法

以下の各評価項目について5段階で評価する。

- | | |
|---|---------------------------------|
| { | 大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点 |
| | やや劣っている＝2点 劣っている＝1点 |

評価項目及び評価基準

1. 事業の実施体制等に関する評価について

〔評価項目1：事業の実施体制〕

- ・必要な実施体制（マネジメント体制、職員の体制、教育委員会としての支援体制等）の整備計画がなされているか。（※再委託を計画している場合においても、この項目により、申請内容から再委託を行うことが妥当であるか評価。）

（審査の具体的観点）

- 具体的取組内容に比してあまりに少人数の実施体制ではないか。
- 外部有識者等の支援体制が構築されているか。

〔評価項目2：事業の実施計画、評価体制〕

- ・スケジュールや実施計画が、この取組の目的の達成のために具体的かつ無理のないものとなっているか。

（審査の具体的観点）

- 申請された取組の実施内容を吟味し、事業実施のための準備期間や周知の期間などが現実的に無理のないものとなっているか。短期間に詰め込みすぎのものとなっていないか。
- ・事業の成果を検証し、次年度以降に発展的につながっていく計画となっており、最終的に地域に定着することができる体制・計画が作られているか。

（審査の具体的観点）

- 成果を検証し、検証結果を踏まえ発展的につながっていく計画となっているか。
- 次年度以降引き続き地域の取組として定着、発展可能な計画となっていることが望ましい。
- ・取組の計画自体に、PDCAサイクルが有効に働く仕組みが組み込まれているか。

（審査の具体的観点）

- 事業の進捗状況に応じて（計画段階、事業の途中段階、事業終了段階等）に応じて、要所において評価を行う体制が組み込まれていることが望ましい。

〔評価項目 3：事業経費〕

- ・ 最小の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となっているか。また妥当な経費が示されているか。

（審査の具体的観点）

- 会議出席の謝金単価や回数等が、事業内容に比して過大な経費計画となっていないか。
- 事業計画と経費計画の内容について、整合性が取れており必要性が確認できるか。
- 視察や打合せが事業内容の質を高めることに直結しているか。また、訪問場所が費用対効果も鑑み適切であるか。

2. 取組内容等に関する評価について

〔評価項目 4：取組の趣旨、内容〕

- ・ 計画の内容が本事業の趣旨に沿ったものであり、計画されている取組の内容や方法が、基本的生活習慣の維持・向上、定着のために妥当かつ有効なものとなっているか。

（審査の具体的観点）

- 趣旨・目的に対して、具体的な取組内容が合致しているかどうかを評価の対象とする。
- 取組内容が担当者の主観・経験に依ったものではなく、地域のニーズ、また、当該自治体の基本的政策等と整合性がとれたものであることが望ましい。
- ・ 特に実施時期・期間、評価の手法が、妥当かつ有効なものとなっているか。

（審査の具体的観点）

- 効果を高めることを念頭に実施時期が設定されているか。

〔評価項目 5：事業実施により見込まれる成果、効果〕

- ・ 効果を上げるための創意工夫がなされているか。

（審査の具体的観点）

- 効果的な取組とするために、事業計画を実現するための具体的方策が示されていることが望ましい。
- ・ どのような成果を得ようとするのかなどが具体的に示され、地域のニーズや必要性にこたえられるものとなっているか。また、団体間の成果やノウハウが共有され、交流が促進されるような効果を期待できるか。

（審査の具体的観点）

- 本事業の目的は事業採択地域で得られた取組のノウハウや成果について地域で共有し、団体

間の交流を深めることで、地域のニーズや必要性に応じて生活習慣改善の推進につなげていくことであるため、他地域でもその事業の仕組みを参考とした取組が展開され得るようなものであることが望ましい。

- ・ その他、計画内容に特筆すべき内容が含まれている等、評価できる事項があるか。

(審査の具体的観点)

- 本事業の趣旨や目的を踏まえた上で、地域の独自課題や他の地域で実施されていない取組を実施するなど、新たな視点からの取組となっていることが望ましい。

採択案件の決定方法

提案された事業計画書について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点の高いものから選定委員会による協議により、採択案件を決定する。その際、継続団体においては、過去の取組の成果や課題を踏まえた内容になっているかを考慮する。